様式第8号(第4条関係)

保育料徴収吏員証

(表)

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 　 | 契印 | 　 | 6cm |
| 　第　　号保育料徴収吏員証 |
| 　 | 写真 | 　 | 所属　　　　　　　　　　　　 |
| 　 | 八頭町　　　　　　　　課職　氏名年　　月　　日生 |
| 契 | 印 | 　 |
| 　 | 　 |
| 　　　　　年　　月　　日発行八頭町長　氏名　印 |
| 9cm(裏) | 　 |
| 　1　本証は、保育料の滞納処分のため差押をする場合又は差押に関する財産調査のため質問し、若しくは検査を行う場合は、必ず携帯しなければならない。　2　本証は、関係人の請求があったときは、何時でもこれを呈示しなければならない。　3　本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。　4　本証の有効期間は、発行の日から1年とする。 |